

貸金業者登録申請の手引き



2020. 12. 23

目 次

第1章 登録の申請等の概要

I 登録の申請

1	貸金業を営むためには登録が必要です	4頁
2	登録を受けなければならない者	4頁
3	登録には2種類あります	4頁
4	登録申請書類の提出が必要です	5頁
5	登録免許税又は手数料を納付します	5頁
6	登録申請書類の提出部数	5頁

II 登録申請書類一覧

1	登録申請者が法人の場合に提出する申請書類	6頁
2	登録申請者が個人の場合に提出する申請書類	7頁
3	提出書類についての注意事項	8頁
4	官公署が証明する書類について	8頁
5	「身分証明書」(証明を受ける者の本籍地の市区町村が発行)	8頁
6	営業所等の所在地を証する書面又はその写しについて	8頁
7	代理店契約書等について	9頁
8	貸借対照表又はこれに代わる書面について	9頁

III 登録を受けられない者

	登録を受けられない者	10頁
	《登録申請にあたっての注意》	11頁

第2章 様式の記入例と説明

I 登録申請書

1	登録申請書・表紙(別紙様式第1号第1面)	14頁
2	登録の区分等(別紙様式第1号第2面)	16頁
3	令第3条に規定する使用人(別紙様式第1号第3面)	20頁
4	営業所等の名称及び所在地(別紙様式第1号第4面)	22頁
5	法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等(別紙様式第1号第5面)	24頁
6	業務の種類(別紙様式第1号第6面)	26頁
7	業務の方法(別紙様式第1号第7面)	30頁
8	他に行っている事業の種類(別紙様式第1号第8面)	34頁
9	登録免許税領収書、収入印紙又は証紙貼付欄(別紙様式第1号第9面)	35頁

II 添付書類

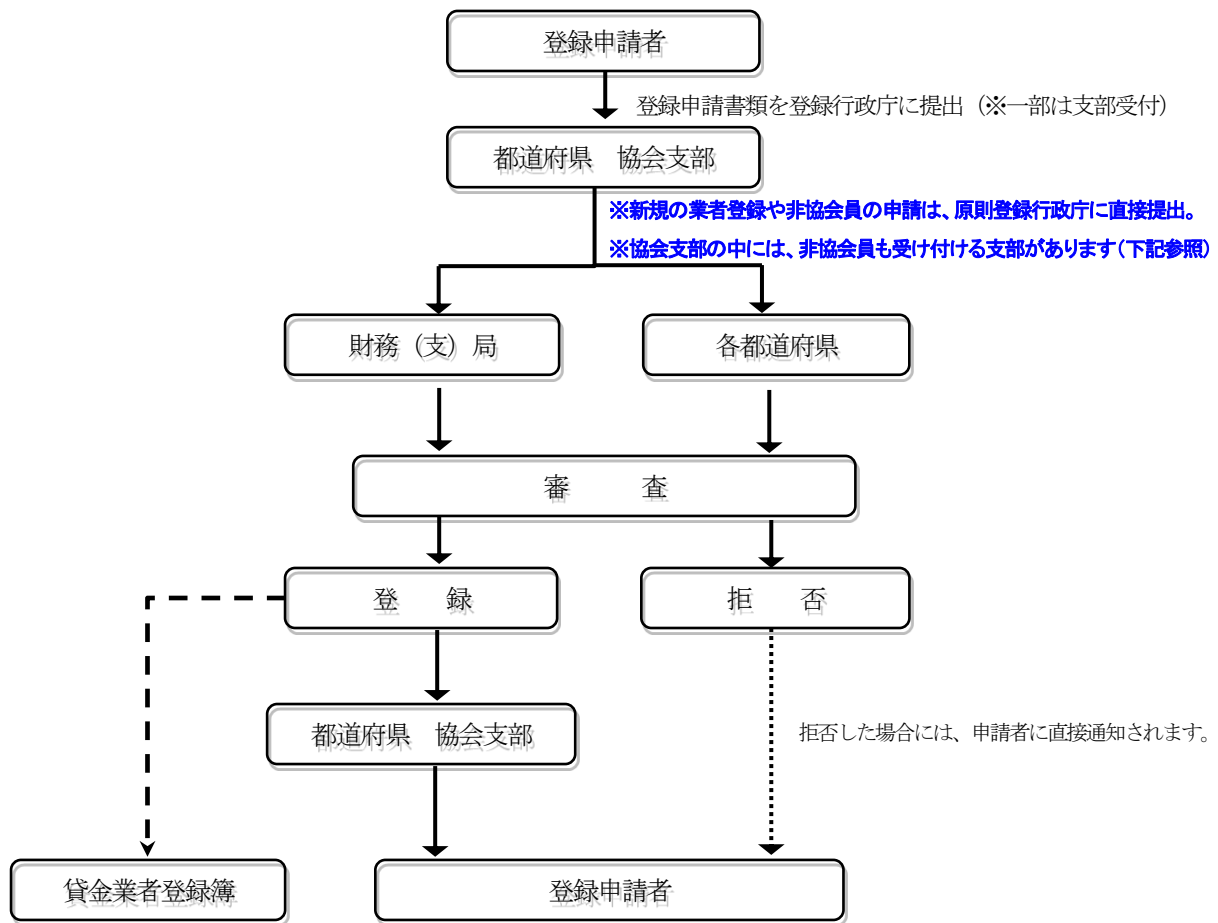
1	誓約書(別紙様式第1号の2)	36頁
2	履歴書(別紙様式第2号第1面)	38頁
3	規則第4条第2項に規定する書類の貼付欄(別紙様式第2号第2面)	40頁
4	沿革(申請者以外の法人が作成)	42頁
5	株主又は社員の名簿・親会社の株主又は社員の名簿(別紙様式第3号)	44頁
6	登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等(別紙様式第3号の2)	46頁
7	財産に関する調書(別紙様式第4号)	48頁
8	貸付けの業務の経験者の業務経歴書(別紙様式第4号の2)	50頁
9	指定紛争解決機関との契約締結等の状況(別紙様式第4号の2の2)	54頁

【法令略語】

法・貸金業法	貸金業法(昭和58年5月13日法律第32号)
施行令・令	貸金業法施行令(昭和58年8月10日政令第181号)
施行規則	貸金業法施行規則(昭和58年8月10日大蔵省令第40号)
出資法	出資の受入れ、預り金及び利率の取扱いに関する法律(昭和29年6月23日法律第195号)
監督指針	貸金業者向け総合的監督指針(平成26年6月4日)

【発行】	平成23年4月15日初版	平成26年2月10日改訂	平成31年4月10日改訂	令和2年12月23日改訂
	平成23年6月24日改訂	平成26年8月1日改訂(役員の範囲)	令和元年10月15日改訂	
	平成23年12月15日改訂	平成28年1月1日改訂(マイナンバー関係)	令和元年12月14日改訂	
	平成24年8月28日改訂	平成28年3月1日施行(婚姻前の氏名の併記)	令和2年3月25日改訂	
	平成24年10月16日改訂	平成29年4月1日改訂	令和2年10月26日改訂	

《 一 登録までの流れ 一 》



◆登録簿は一般の閲覧に供されます。

※新規登録や非協会員には、登録行政庁から直接登録通知等が交付されます。

◆登録業者の公表

金融庁HP

※貸金業者登録簿に掲載された業者は、金融庁の「[登録貸金業者情報検索](#)」で誰でも検索できます。

情報検索のアドレス <https://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

◆登録申請書の受付について—新規登録や非協会員については原則登録行政庁に直接提出—

各都道府県にある協会の支部は、協会員が登録行政庁に提出する申請書や届出書等の受付を行っています。新規登録申請や非協会員は、登録行政庁に直接提出するのが原則になります。

ただし、以下記載の都県については、非協会員も協会支部を経由して行政に申請書や届出書等を提出することになっています。ご不明の点がありましたら、各都道府県の協会支部にお問い合わせ下さい。

【協会員以外でも受付を行う支部】

秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、静岡県、和歌山県、三重県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、福岡県、佐賀県、沖縄県

【日付】 ●● 年 ●● 月 ●● 日

関 東 財 務 ~~(支)~~ 局 長
殿
~~一 知 一 事~~

【住所】 (郵便番号 100 - 0004)

申請者 住 所 東京都千代田区大手町1丁目1番1号

(※注 「ビル名について」参照)

電話番号 (03) 1100-0001

【商号又は名称】

商 号
又は名称 大手町サービス株式会社

氏 名 代表取締役 中央 太 郎

(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人
氏名、商号
又は名称

登 録 申 請 書

貸金業法第3条第1項の規定により貸金業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

【記載方法】

【 】は、説明を行う該当箇所を明示するため説明用項目です。

- 1 【日付】は、登録申請を実際に行う日を記載します。

更新の登録申請を行う場合、有効期間満了の2か月前までに申請を行う必要があります。

(施行規則第5条)

【注意—有効期間満了の2か月前までに更新の登録申請を行わない場合登録が失効します】

有効期間満了の2か月前までに更新の登録申請を行わないと不更新の扱いになり、貸金業者登録が失効しますので注意して下さい。不更新後に登録申請を行う場合、新規登録の扱いになります。**登録が失効した場合**、新たに貸金業者登録を行わない限り、新たな貸付け契約等は行うことができなくなります。

- 2 【住所】は、「1-1-1-101」などのような**省略表記を行わず**、「1丁目1番1号 千代田中央ビル101号室」と正しく記載して下さい。

★【住所】は、法人の場合、登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地、個人の場合は現住所（現住所において貸付けに関する業務を営まない場合には、貸付けに関する業務に係る主たる営業所等の所在地）を記載して下さい。

【※注—ビル名について—登記簿上の所在地にビル名が含まれていない場合】

登記簿上の所在地にビル名が含まれていない場合、ビル名の記載は原則不要です。

※一部、ビル名を求める登録行政庁もありますので、その場合は指導に従ってください。

- 3 【商号又は名称】

- (1) 法人の場合

商業登記簿（法人の登記事項証明書に記載された商号）に登録された商号を記載して下さい。

- (2) 個人の場合

商号登記を行っているときは、その商号を記載して下さい。

商号登記を行っていない場合は、屋号等の名称のうち1つを記載することができます。

- 4 【氏名】については、登録申請者が外国人の場合で、住民票に通称が記載されている時は、当該通称をカッコ書きで併記することができます。

- 5 「法定代理人 氏名、商号又は名称」は、未成年者が貸金業を営む場合に法定代理人の氏名を記載して下さい。

なお、記載を要しない場合は、二本線で消して下さい。

※「法定代理人」は、親権者や未成年後見人を指します。

2011年6月3日に公布された「民法等の一部を改正する法律」により、未成年後見人は、複数人あるいは法人を選任することが可能となりましたので、法定代理人欄の表記が「氏名、商号又は名称」に変わりました。（施行日は平成24年4月1日…法改正）